

アメリカ合衆国産くるみの核子に関する植物検疫実施細則（昭和61年3月25日付け61農蚕第1521号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第26のアメリカ合衆国産のハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子に係る植物検疫の実施については、昭和61年3月25日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の付表第26のアメリカ合衆国産のハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子に係る植物検疫の実施については、昭和61年3月25日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>